

皆様がこの事務所通信をお手に取ってご覧いただいている頃には、季節は梅雨に入っているかもしれません。毎年来るこの季節は、湿度が高くジメジメした感じや、長雨や温度の変化などにより体調を崩しやすくなったりと、あまり良いイメージがありませんが、水不足の解消や作物の成長には欠かせない季節ですので、梅雨も必要と捉え乗り切っていきたいと思えます。

今月のテーマ《iDeCo 「個人型確定拠出年金」》について

平成13年10月から開始された確定拠出年金が、平成29年1月1日の法改正により、個人型確定拠出年金(愛称:iDeCo)について加入者が拡大される等の改正がありました、その制度と税金に対する影響についてお話をさせていただきます。

1. iDeCo(イデコ)とは?

毎月の掛金を自分自身で運用しながら積み立てていき、原則60歳以降に受け取るしくみで、基礎年金(1階部分)や厚生年金保険(2階部分)などの公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金(3階部分)のひとつです

3階	個人型 確定拠出年金 拠出限度額 月額68,000円	個人型 確定拠出年金 拠出限度額 月額23,000円	個人型 確定拠出年金 拠出限度額 月額20,000円	個人型 確定拠出年金 拠出限度額 月額12,000円			個人型 確定拠出年金 拠出限度額 月額23,000円
			企業型 確定拠出年金	企業型 確定拠出年金	確定給付型年金	確定給付型年金	
2階	国民年金基金		厚生年金保険				
1階	国民年金基礎年金						

自営業者等 (第1号被保険者)	民間のサラリーマン等 (第2号被保険者)	公務員 (第2号被保険者)	専業主婦(夫)等 (第3号被保険者)
--------------------	-------------------------	------------------	-----------------------

2. 加入対象者は?

改正前は、自営業者(第1号被保険者)と民間のサラリーマン等(第2号被保険者)のみでしたが、今回の改正により、公務員(第2号被保険者)と専業主婦(夫)等(第3号被保険者)が加入可能となりました、また、企業型確定拠出年金等に加入している方は、個人型確定拠出年金に加入できませんでしたが、こちらも改正により、企業型確定拠出年金等の範囲で加入が可能となりました。

3. 掛金は?

(1)掛金(拠出金)の最低額は月額5,000円以上1,000円単位で決める事ができ、掛金変更は年1回となり、上限は上記の表の区分に応じた月額が拠出限度額となります。現在、拠出額の限度は月額で定められていますが、2018年1月より、限度額が年額で定められるようになり、月額の掛金変更も可能となります。

例えば、今回新たに加入可能となった専業主婦の場合は、月額23,000円ですので、23,000円×12=276,000円が年額となります。改正前は拠出限度額が月額で決められていた為、一か月の掛金は23,000円以上の拠出はできませんでしたが今回の改正により、例えば、毎月15,000円の掛金ですが、夏・冬の賞与月は60,000円として限度額276,000円を超えなければ、月額5,000円を下回らない限りは月額掛金を自由に設定できる事になりました。

(2)iDeCoの掛金は所得税及び住民税の所得を計算する際、掛金の全額が所得控除の対象となります。

例)課税所得が300万円のサラリーマンがiDeCoに加入し、新たに月額20,000円掛けて、年額240,000円の掛金が発生した場合は、次の税額が減少します。

- ・所得税 240,000円×10%= 24,000円
- ・復興特別所得税 24,000円×2.1%= 500円 計 24,500円(100円未満切捨て)
- ・住民税 240,000円×10%= 24,000円(100円未満切捨て)
- 合計 48,500円

課税所得金額	税率	所得税	住民税
超	以下	5%	
195万円	330万円	10%	
330万円	695万円	20%	一律
695万円	900万円	23%	10%
900万円	1,800万円	33%	
1,800万円	4,000万円	40%	
4,000万円	-	45%	

復興特別所得税が含まれておりませんので、所得税に別途2.1%加算されます

Vision

毎月開催中の経営計画書作成セミナー:「Vision」
今月の開催日は6月8日(木)です
一年に一度、一日じっくり計画を立ててみませんか?参加された経営者の方々からも多くのお喜びの声をいただいております。まだ参加されたことのない方、経営計画をつくってみましょう。

開催日	対象者様	申込期限
6月8日(木)	4・5・6・7月決算法人	6月2日(金)
7月6日(木)	5・6・7・8月決算法人	6月30日(金)
8月3日(木)	6・7・8・9月決算法人	7月28日(金)

6月のスケジュール

日	曜日	内容
8	木	*経営計画書作成セミナー: Vision
12	月	*5月分源泉所得税・住民税の納付期限
30	金	*4月決算法人の確定申告期限及び納付期限 *5月分社会保険料の納付期限 *10月決算法人の中間申告・納付期限 *消費税(4期)の納付期限 (年税額400万円超の7・1月決算法人) *個人住民税(普通徴収分)の納付期限 特別徴収分については6月分より29年度に変更となりますので、給与計算時にご注意下さい。

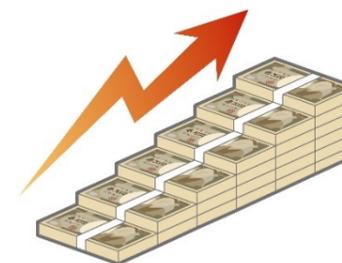


4. 運用は?

iDeCoでは掛金をどのような金融商品で運用を行うかを、加入者本人が指定する事ができます。運用商品には元本保証型と元本保証型以外の商品があり、運用中の運用益については非課税となっていますので、通常の定期積立を行い利息を受け取った場合よりも、非課税分運用益が多くなります。

例) 毎月1.2万円を年利率2%で運用できた場合の節税効果

- ・20年目の元本 288万円(1.2万円×12ヶ月×20年)
- ・税引後の20年目の残高 338万9,646円(年利2%で複利運用)
- ・非課税の20年目の残高 353万6,644円
- ・差額 14万6,998円



運用商品については、複数の商品を組み合わせる事ができますが、運用を依頼する運営管理機関により、配分の仕方が異なります。元本保証型以外の商品の場合は、運用により損失が発生する場合がございますので、運用商品の選定については十分ご注意ください。

5. 受取(給付)は?

iDeCoは原則60歳になるまで引き出すことができません。ただし、加入期間が10年に満たない場合は上記の表の期間に応じて受給年齢が変わります。

加入期間	受給年齢
以上 未満	年齢
10年	- 60歳
8年 10年	61歳
6年 8年	62歳
4年 6年	63歳
2年 4年	64歳
1月 2年	65歳

- 受取方法は、次のとおりです。
- ・5年以上20年以内の有期年金・・・雑所得(公的年金等控除の適用あり)
 - (運営管理機関によっては、終身年金の取り扱いもあります)
 - ・一時金で受取・・・退職所得(退職所得控除の適用あり)

《3つの節税メリット》

- ・拠出時・・・掛金の全額が所得控除
- ・運用時・・・運用益が非課税
- ・受取時・・・受け取り方法に応じて、一定額非課税枠

ここまで、iDeCoについての良いところをお伝えしてきましたが、上記文章の中でも少し触れていますが、iDeCoにもデメリットや加入に関する注意がございます。

《注意点やデメリット》

- ・一部の特殊な条件に該当する場合を除き、原則60歳まで引き出すことができません。
- ・資産の運用は加入者自身が行いますので、運用状況によっては、元本割れを起こす商品もございます。
- ・iDeCo加入時の初回登録手数料や運営管理機関によっては、口座管理手数料が発生する場合がございます。
- ・給付時には支払いごとに手数料が発生します。
- ・受取時の個人の所得の状況により、非課税枠が少ないもしくは無い場合があり、想定外の税額が発生する可能性があります。
- 例) iDeCoの受給とは別に退職所得の受給を受けている場合において、iDeCo以外の退職所得の受給で、退職所得控除枠を全部使用している場合には、受給時期によっては確定拠出年金での退職所得控除が使用できない
- ・拠出者が所得控除を受けられる為、専業主婦など所得の無い方が加入した場合、拠出時の所得控除メリットが無い